

2014 年 9 月 5 日
環境社会配慮助言委員会委員長 村山 武彦
担当ワーキンググループ主査 岡山 朋子

ベトナム国 ハロン-ハイフォン道路バックダン橋整備事業
(協力準備調査(有償 PPP))
スコーピング案に対する助言

助言案検討の経緯

ワーキンググループ会合

- ・日時：2014 年 8 月 22 日(金) 14:04~17:30
- ・場所：JICA 本部 (会議室：112 会議室)
- ・ワーキンググループ委員：石田委員、岡山委員、田中委員、谷本委員、二宮委員、松下委員、米田委員
- ・議題：ベトナム国ハロン-ハイフォン道路バックダン橋整備事業準備調査に係るスコーピング案についての助言案作成
- ・配付資料：ベトナム国 ハロン-ハイフォン道路バックダン橋整備事業(PPP インフラ事業) 事前配布資料(スコーピング案)
- ・適用ガイドライン：国際協力機構環境社会配慮ガイドライン(2010 年 4 月)

全体会合(第 51 回委員会)

- ・日時：2014 年 9 月 5 日(月) 14:30~18:21
- ・場所：JICA 本部(会議室：113 会議室)

上記の会合にて助言を確定した。

助言

全体事項

1. 第9次社会経済開発5カ年計画では持続可能な発展（Sustainable Development）の概念に基づいた開発目標が示されている。本事業もそれを踏まえて実施されることをDFRに記載すること。
2. バックダン橋建設事業を含むハロンーハイフォン道路全体の運営維持管理に対し、財務・技術・組織体制のみならず環境保全の観点から、今後の調査において十分な検討を行い、必要な対策をDFRに記載すること。
3. ハロンーハイフォン道路のうち本事業以外の20km区間の不可分一体の事業に関する環境社会配慮について、既存のEIA報告書を確認し、先方事業主体と調整すること。その調整結果をDFRに記載すること。
4. 将来の道路幅を見込んだ用地幅（Red Boundary Area）の内容を明確にし、DFRに記載すること。

代替案の検討について

5. ハロンーハイフォン道路全体25km部分の代替案AルートとCルートを含めて、これらのルート案が設定された理由・根拠（合理的な理由）を明確にすること。
6. ハロンーハイフォン道路代替ルートのマングローブ生育状況の図について、マングローブの生育域を面で色を付けて示すこと。また、ルートAとCについても本事業工事区間を示すこと。

スコーピングマトリックス

7. バックダン川架橋により河川内に橋脚が建設され、供用時には河川流況・水流の変化が予測される。スコーピングマトリックスにおいて、これに伴う河川の「2. 水質汚濁」「8. 底質」「11. 水象」への影響を検討し、再評価すること。また、今後の調査段階で、河川流況・水流の変化について可能な範囲内で調査し、その結果をDFRに記載すること。
8. 社会環境の「14. 貧困層」、「16. 雇用や生計手段等の地域経済」、「17. 土地利用や地域資源利用」の各項目では、零細養殖者、マングローブ林で生計を維持している住民や零細漁民などに対する負の影響等について現地調査を踏まえた上で検討し、対策をDFRに記載すること。
9. 「9. 保護区」の項目で近隣海域に存在する国立公園および世界自然遺産に対する影響を、潮流等の科学的データに基づき評価し、各保護区の保護対象への影響の有無、必要であれば対策について、説明をDFRに記載すること。
10. 供用時の貧困層、地域経済への影響の評価にあたっては、マングローブ等の自然資源の劣化による生活への影響を出来る限り評価し、DFRに記載すること。
11. 「3. 廃棄物」の項で、供用時における通過車両からの投棄や料金所等から発生する廃棄物についてスコーピングマトリックスにおいて再評価すること。また、その対策についてDFRに記載すること。

環境配慮

12. バックダン川の橋梁建設に伴う河川護岸への影響について検討し、必要がある場合にはベトナム側と協議すること。
13. 工事に使われる盛土材やコンクリート骨材の調達、並びに残土及び伐採林等の処分フローに関する計画を DFR に記載すること。
14. マングローブ伐採による短中期的な影響（陸域化、マングローブ域を主な生息域とする動物への影響、許可されていない開発行為、不法なごみ投棄等）を評価し、必要に応じて対策を DFR に記載すること。
15. ベトナム国の廃棄物法令および廃棄物処理システムについて調査し、流域の廃棄物の一般的な処理・フロー状況ならびに現在の河川へのごみの投棄状況について把握し、DFR に記載すること。

社会配慮

16. 道路整備により当該地域へのアクセスが容易になることで観光客数の増加による観光資源の劣化や、日帰り客の増加による観光産業への負の影響が生じる可能性も含め、事業の効果を評価すること。

ステークホルダー協議・情報公開

17. 既往の住民説明詳細を把握するとともに、ステークホルダー協議実施を働きかける際には、より多様な住民の参加を確保すること。
18. ヒアリング調査の際の聞き取り項目を明らかにし、特に環境へのマイナスの影響に対する情報提供が適切に行われたかどうかについて確認し、DFR に記載すること。
19. 地域の漁協に対しインタビューを行うことによって、本事業が与える影響について幅広く情報収集すること。

以 上